

議案書

令和6年6月

第2回定例会

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 3	令和6年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて		1
4	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		15
議案 70	令和6年度松山市一般会計補正予算（第3号）		29
71	令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		35
72	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		37
73	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について		41
74	松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について		43
75	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		45
76	松山市公民館条例の一部改正について		47
77	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について		49
78	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について		51
79	松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正について		53
80	松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について		55
81	松山市建築基準法施行条例の一部改正について		63
82	松山市役所前地下駐車場に係る指定管理者の指定期間の変更について		65
83	工事請負契約の締結について（桑原小学校22-1棟・22-2棟屋内運動場ほか長寿命化改修ほか主体工事）		67
84	工事請負契約の締結について（北久米小学校4棟屋内運動場長寿命化改修ほか主体工事）		69
85	工事請負契約の締結について（道後中学校18棟・19棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		71
86	工事請負契約の締結について（小野中学校11-2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		73
87	工事請負契約の締結について（桑原中学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		75
88	工事請負契約の締結について（保健所・消防合同庁舎空調設備更新工事）		77
89	工事請負契約の締結について（松山市斎場再整備に伴う造成工事）		79
90	工事請負契約の締結について（第二和泉団地1号棟新築主体その他工事）		81
91	工事請負契約の締結について（第二和泉団地2号棟新築主体その他工事）		83

9 2	工事委託契約の締結について（松山市駅前広場整備事業に伴う伊予鉄道花園線軌道移設工事）		8 5
9 3	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）		8 7
9 4	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）		8 9
9 5	財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車）		9 1
9 6	財産の取得について（高規格救急自動車）		9 3
9 7	市道路線の認定及び廃止について		9 5

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	松山市、東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めることがあります		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることがあります		
	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることがあります		

承認第3号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

令和6年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

令和6年度新規非課税世帯等支援給付金、低所得世帯子ども加算給付金及び調整給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている世帯を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参考照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第18号

令和6年4月25日

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分について

令和6年度新規非課税世帯等支援給付金、低所得世帯なども加算給付金及び調整給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている世帯を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和6年度松山市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,012,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,752,495千円とする。

2 嶽入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 年入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金			46,957,562 千円	6,012,582 千円	52,970,144 千円
	2 国庫補助金		6,823,704	6,012,582	12,836,286
歳 入	合 計		219,739,913	6,012,582	225,752,495

歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費			17,725,233 千円	26,440 千円	17,751,673 千円
	2 徴税費		2,108,181	26,440	2,134,621
3 民生費			104,437,550	5,986,142	110,423,692
	1 社会福祉費		45,341,004	5,830,742	51,171,746
	2 児童福祉費		37,667,776	155,400	37,823,176
歳 出	合 計		219,739,913	6,012,582	225,752,495

歳 入 績 出 捲 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括
(歳入)

(松山市一般会計)

	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		46,957,562 千円	6,012,582 千円	52,970,144 千円
歳入	合計	219,739,913	6,012,582	225,752,495

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				国県支出金	地方債	その他	一財	般源
2 総務費	千円 17,725,233	千円 26,440	千円 17,751,673	千円 26,440	千円			千円
3 民生費	104,437,550	5,986,142	110,423,692	5,986,142	5,986,142			
歳出合計	219,739,913	6,012,582	225,752,495	6,012,582				

2 歳 入
(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節 区分 分		金額 千円	説明
				区	分		
2 総務費国庫補助金	322,209	6,012,582	6,334,791	10 地方創生臨時交付金 付金		6,012,582	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (調整給付金給付事業、令和6年度新規 非課税世帯等支援給付金給付事業、 低所得世帯なども加算給付金給付事業、 個人市県民税賦課事業)
計	6,823,704	6,012,582	12,836,286	—	—	—	—

3 歳出
(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	区分	金額	節	説明
2 市民税等賦課費	千円 146,861	千円 26,440	千円 173,301	千円 26,440 国庫支出金	3 職員手当等	10,700	個人市県民税賦課事業	千円 26,440
					10 需用費 消耗品費	540		
					11 役務費 通信運搬費	400		
					12 委託料	14,800		
計	2,108,181	26,440	2,134,621	—	—	—	—	—

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	区分	金額	節	説明
23 臨時特別給付金費	千円 0	千円 5,830,742	千円 5,830,742	千円 5,830,742 国庫支出金	2 給料 3 職員手当等	2,038 5,770	令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業	千円 1,461,560
					4 共済費	334	調整給付金給付事業	4,369,182
					10 需用費 消耗品費 印刷製本費	2,660 600 2,060		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節	説 明
	千円	千円	千円	千円	区 分	金 領
				11 役務費 通信運搬費 広告料 手数料	55,389 41,373 1,476 12,540	千円
12 委 手					93,351	
13 使用料及び 賃借料				21,200		
18 負担金補助 及び交付金				5,650,000		
計	45,341,004	5,830,742	51,171,746	—	—	—

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節	説 明
	千円	千円	千円	千円	区 分	金 領
4 児童手当費	11,242,917	155,400	11,398,317	国庫支出金 155,400	2 給 料 3 職員手当等	2,345 6,264
					4 共済費	381
					10 需用費	571

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 領 額 千円	計 千円	補正額の 財源内訳 千円	節 金 額		説 明
					区	分	
				消耗品費 印刷製本費	499		
11 役務費				通信運搬費	72		
				手数料	839		
12 委託料					575		
18 負担金補助 及び交付金					264		
計	37,667,776	155,400	37,823,176	—	—	—	—

松山市一般会計(松山市一般会計)

職一般

(1) 總括

区分	職員數 (人)	給報酬			與職員手當			共濟費		合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	手當 (千円)	計 (千円)	給料 (千円)	手當 (千円)	計 (千円)	給料 (千円)	手當 (千円)		
補正後	(716) 3,650	738,870	13,306,912	10,424,579	24,470,361			4,435,168		28,905,529	
補正前	(716) 3,646	738,870	13,302,529	10,401,845	24,443,244			4,434,453		28,877,697	
比較	(0) 4	0	4,383	22,734	27,117			715		27,832	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたもののです。

職員手当の 内訳	区分		通勤手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期未手当
	補正後	補正前	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	比	較	60	22,010	264	400
					2,917,294	2,917,694
				1,197,961	188,397	
			237,493			
				1,175,951	188,133	
						2,917,294

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給料			合計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給	手当	職員手当 (千円)				
補正後	(39) 2,940	11,780,483	9,657,119	21,437,602	3,949,287	25,386,889		
補正前	(39) 2,940	11,780,483	9,635,055	21,415,538	3,949,287	25,364,825		
比較	(0) 0	0	22,064	22,064	0	0	22,064	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の 内訳	区分	時間外勤務手当			休日勤務手当 (千円)
		休	日勤	手当	
	補正後	1,136,333			188,397
	補正前	1,114,533			188,133
	比較	21,800			264

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 給			費 用		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計			
補 正 後	(677) 710	738,870	1,526,429	767,460	3,032,759	485,881	3,518,640	
補 正 前	(677) 706	738,870	1,522,046	766,790	3,027,706	485,166	3,512,872	
比 較	(0) 4	0	4,383	670	5,053	715	5,768	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の 内 訳	区分	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 未 手 当 (千円)	備 考	
					補 正 後	補 正 前
	比 較	60	210	400		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	4,383	その他の増減分	4,383	
職員手当	22,734	その他の増減分	22,734	

承認第4号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めるごとについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方自治法（抄）

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第13号

令和6年3月31日

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について
松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第1
79条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のた
だし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、
市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第34条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第55条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが
明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでな
い。

第128条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に
次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当す
ることが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、
この限りでない。

第128条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第3条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する
特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例
損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告

書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第3条の4中「第4条の4第3項」を「第4条の5第3項」に改める。

附則第3条の6の5の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第27条の4、第27条の6から第27条の9まで、附則第3条の3第2項、附則第3条の6第1項、附則第3条の6の4第1項、前条及び附則第7条の4の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7第2項、第33条の5の5第1項

及び前条の規定の適用については、第27条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第33条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第3条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額
(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額と

の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第3条の9 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額

(附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徵収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徵収の方法によって徵収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徵収対象税額」という。)並びに第33条の5の3に規定する特別徵収対象年金給付の支払をする際、特別徵収の方法によって徵収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徵収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徵収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徵収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金

額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額

がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定のあるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1

日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徵収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徵収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徵収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徵収対象年金所得者に係る特別徵収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の9第3項各号に規定する特別徵収の方法によつて徵収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の10 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納稅義務者の第27条の4、第27条の6から第27条の9まで、附則第3条の3第2項、附則第3条の6第1項、附則第3条の6の4第1項、附則第3条の6の5及び附則第7条の4の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条第3項中「第27条の9第1項」の次に「、附則第3条の7第1項及び前条」を加え、「同項」を「第27条の9第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の6の5及び」とあるのは「附則第3条の6の5、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第5条の2第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第5条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第6条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の4第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の4第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の4の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第

7条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の4の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第12条の2第7項中「第15条第25項第2号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「第15条第25項第2号ロ」を「第15条第25項第3号ロ

」に改め、同条第9項中「第15条第25項第2号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第25項第4号ハ」に改め、同条中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

附則第12条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「第7条第17項」を「第7条第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「第7条第16項各号」を「第7条第17項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7条第11項各号」を「第7条第12項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第7条第10項各号に規定する」を「第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第7条第9項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第7条第8項各号」を「第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、個人の住民税の特別税額控除（定額減税）の新設等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

令和6年度松山市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度松山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,502,642千円とする。

第2条 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		64,000,000 千円	690,000 千円	64,690,000 千円
1 市民税		27,202,000	220,000	27,422,000
2 固定資産税		30,513,000	470,000	30,983,000
16 国庫支出金		52,970,144	2,000	52,972,144
3 委託金		123,940	2,000	125,940
17 県支出金		17,089,809	272,568	17,362,377
2 県補助金		3,450,120	272,568	3,722,688
22 諸収入		8,779,372	618,679	9,398,051
5 雑入		4,727,628	618,679	5,346,307
23 市債		13,635,000	166,900	13,801,900
1 市債		13,635,000	166,900	13,801,900
歳 入	合 計	225,752,495	1,750,147	227,502,642

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,751,673 千円	30,900 千円	17,782,573 千円
1 総務管理費		14,503,306	30,900	14,534,206

3 民生費		110, 423, 692	377, 333	110, 801, 025
1 社會福祉費		51, 171, 746	19, 020	51, 190, 766
2 兒童福祉費		37, 823, 176	358, 313	38, 181, 489
4 衛生費		20, 087, 267	918, 987	21, 006, 254
5 農林水產業費		9, 439, 081	918, 987	10, 358, 068
6 農業費		2, 727, 653	31, 600	2, 759, 253
7 商工費		1, 079, 862	31, 600	1, 111, 462
8 土木費		7, 741, 703	39, 333	7, 781, 036
9 消防費		1, 640, 759	39, 333	1, 680, 092
10 教育費		21, 445, 036	338, 395	21, 783, 431
11 歲	出合計	425, 506	204, 251	629, 757
12 都市計畫費		12, 445, 739	134, 144	12, 579, 883
13 港灣費		6, 621, 850	1, 000	6, 622, 850
14 消防費		6, 621, 850	1, 000	6, 622, 850
15 教育費		20, 397, 394	12, 599	20, 409, 993
16 社會教育費		4, 219, 638	12, 599	4, 232, 237
17 藝文費		225, 752, 495	1, 750, 147	227, 502, 642

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事項	期間	限度額
期訂長改	令和6年度～令和7年度	千円 33,500
米給久	令和6年度～令和9年度	284,100
湯山及び日浦学校給食業	令和6年度～令和11年度	560,500
三津浜学校給食業	令和6年度～令和11年度	519,000
味給生	令和6年度～令和11年度	481,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等建設事業	千円 170,000	1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機関その他 2 借入方法 普通賃借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和6年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借り入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体資 金融機構等に ついて、利 率の 見直しを行 った後にお いでは、當 該見直し 後の利率。)	1 債還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 債還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。たゞ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えするこ とができる。 3 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。

令和 6 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるとところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,229 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,401,629 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 岁入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 嶸入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳 入		款	項	補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金			40,315,454 千円	7,609 千円	40,323,063 千円
1	県補助金			40,315,454	7,609	40,323,063
6	繰入金			5,145,152	10,620	5,155,772
	1 一般会計繰入金			5,145,152	10,620	5,155,772
	歳 入	合 計		54,383,400	18,229	54,401,629

歳 出		款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費			742,544 千円	18,229 千円	760,773 千円
	1 総務管理費			676,442	18,229	694,671
	歳 出	合 計		54,383,400	18,229	54,401,629

議案第72号

令和6年6月14日

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第1項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同項第2号中「愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託」を「公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいい、愛媛県知事が行政庁であるものに限る。）」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）」に改める。

第34条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第41条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第55条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第75条第2項並びに第76条第2項及び第3項中「によつて」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第128条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第171条第2項中「によつて」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第3条の2の9を削る。

附則第12条の2中第15項を第18項とし、第14項を第17項とし、第13項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2中第12項を第14項とし、第7項から第11項までを2項ずつ繰り下げる、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第12条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第41条の2の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第27条の7第1項の改正規定及び附則第3条の2の9を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の第27条の7第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同項第2号中「公益信託（公益信託に関する法律」とあるのは「公益信託に関する法律」と、「第2条第1項第1号に規定する公益信託をいい、愛媛県知事が行政庁であるものに限る。）」とあるのは「附則第2条第2項に規定する旧法公益信託（愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属するものに限る。）」と、「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）」とあるのは「金銭」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、特定バイオマス発電設備に対する固定資産税の減額措置等を講じるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第73号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び次条」を削り、「当該特定業務施設」の次に「及び同号の特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（次条第1項において「特定業務施設等」という。）」を加える。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第1条及び第2条の規定（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号の特定業務児童福祉施設のうち同号の特定業務施設の新設に併せて整備されるものに関する部分に限る。）は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税について、
対象施設を拡大して引き続き実施するため、本案を提出する。

議案第74号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和5年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業振興促進区域での特別償却設備等に係る固定資産税の課税免除を引き続き実施するため、本案を提出する。

議案第75号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同号を同項第10号とする。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から9の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

生活保護法の改正及び高齢者への配食サービス事業の終了に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

第三章 計算機

的開創者之一的傑夫·莫爾

「我一出生就是一個黑客。」

這句話其實並非空穴來風，因為在莫爾出生後不久，他的父母就發現他對電子元件有著異常的敏感，並開始研究如何將這些元件應用到家庭的電子設備上。

莫爾在成長過程中，不斷地對電子元件進行研究和實驗，並逐步掌握了許多關於電子學的基本知識。

莫爾在大學期間，曾經參與過許多電子工程項目的研發工作，並在其中發揮了重要作用。他還在課外參與了許多電子競賽，並屢次獲得優勝。這些經歷為他日後成為一名成功的電子工程師奠定了堅實的基礎。

莫爾在大學畢業後，進入了一家知名的電子公司工作。在工作中，他繼續發揮自己的才能，並在許多項目中發揮了重要作用。

莫爾在工作中的表現，引起了公司的重視。他被委派到一個重要的項目上，負責研發一種全新的電子元件。這項工作極具挑戰性，但莫爾卻毫不畏懼，並在工作中發揮了自己最大的才能。

莫爾在研發過程中，不斷地進行實驗和測試，並在過程中發現了許多問題。他仔細地分析問題，並尋找解決方案，最終成功地研發出了這種全新的電子元件。

議案第 76 号

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例の一部改正について

松山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例の一部を改正する条例

松山市公民館条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 道後公民館の部講義室（小）の項中「410 円」を「300 円」に、「510 円」を「410 円」に、「4, 660 円」を「3, 560 円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

道後公民館の耐震改修工事の完成に伴い、講義室の使用料を改定するため、本案を提出する。

七言律詩二首

其一

自古山川多勝景，
近來風雨少晴天。
但求一處無人到，
方見千尋石柱堅。
萬木森森皆翠竹，
千峰嶺嶺盡青田。
此中只有清音響，
空谷傳聲萬古鮮。

議案第 77 号

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野志克仁

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 51 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条において「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府・文

部科学省令)の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第78号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。次条において「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

附錄卷之三

一、圖書

1. 《中華書局影印宋刻本蘇東坡全集》

2. 《蘇東坡集》

3. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

4. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

5. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

6. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

7. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

8. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

9. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

10. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

11. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

12. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

13. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

14. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

15. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

16. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

17. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

18. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

19. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

20. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

21. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

22. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

23. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

24. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

25. 《蘇東坡集》(中華書局影印宋刻本)

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正について

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように定める。

記

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（認定の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下この条において「基準告示」という。）（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）に定める基準をもって、その要件とする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び基準告示に定める基準をもって、その要件とする。

（認定の辞退及び休止）

第4条 認定こども園の設置者は、認定こども園の認定を辞退しようとするとき、又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第28条に規定する方法により、認定こども園において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省告示）の改正に伴い、幼稚園型認定こども園等の認定の要件を改正するため、本案を提出する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において、衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、」を削り、「土木工学科若しくは」を「土木工学科又は」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を「又は旧大学令による大学において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 3 号中「を含む」を「（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む」に、「専門学校に」を「専門学校（次号において「短期大学等」という。）に」に、「同法による専門職大学の前期課程に」を「専門職大学

前期課程に」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第8号中「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「の卒業者で」を「に規定する大学において、それぞれ第1号又は第2号に規定する課程を修めて卒業した者で」に、「の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道」を「に規定する大学を卒業した者については2年以上、第2号に規定する大学を卒業した者については3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号に規定する大学を卒業した者については1年以上、第2号に規定する大学を卒業した者については1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「中等学校に」を「中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後），6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号に規定する大学を卒業した者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する大学を卒業した者については1年以上、第2号に規

定する大学を卒業した者については1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年以上、第2号に規定する大学を卒業した者については1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「水道等に関する技術上の実務の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」及び「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場

合を含む。) 後」を「後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「の修了者を含む。次号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に改め、同項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 前条第1項第10号に該当する者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 前条第1項第11号に該当する者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」に改め、「2分の1以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と」を加える。

(松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した後），同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第2条第1項第2号中「第4条第1項第1号、第3号及び第4号」を「第5条第1項第1号、第3号又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又

はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程」及び「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「第4条第1項第1号、第3号及び第4号」を「第5条第1項第1号、第3号又は第5号」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」を「後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「の修了者を含む。次号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に改め、同項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第2条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、「簡易水道事業の用に供する水道以外の水道」とあるのは「簡易水道事業の用に供する水道」を「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」に改め、「2分の1以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」とを加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条

第1項第6号の改正規定及び第2条中松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例第2条第1項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水道法施行令等の改正に伴い、本市の水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者並びに専用水道の水道技術管理者が有すべき資格を改正するため、本案を提出する。

議案第81号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

松山市建築基準法施行条例の一部改正について

松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

松山市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改める。

第3条第1号中「主要構造部を」を削り、「建築物」の次に「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」を加える。

第10条第6項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第14条ただし書中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を、「又は」の次に「主要構造部が」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、長屋、興行場、百貨店等の部分的な木造化を可能とするため、本案を提出する。

議案第 8 号

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市役所前地下駐車場に係る指定管理者の指定期間の変更について

松山市役所前地下駐車場に係る指定管理者の指定期間を次のとおり変更するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名称	所在地
松山市役所前地下駐車場	松山市二番町四丁目 7 番地 2 及び国道 11 号地下

2. 指定管理者の名称 東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号

T F I 株式会社

代表取締役社長 林 秀行

3. 指定期間の変更

「平成 24 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで」を「平成 24 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に変更する。

(提案理由)

松山市役所前地下駐車場に係る指定管理者の指定期間の変更について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

新開山脈之南

中流一處有瀑布

其水自北而南流

其水自北而南流，則此處當為新開山脈之南也。蓋此處

當為新開山脈之南也。

其水自北而南流

則此處當為新開山脈之南也。

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(桑原小学校22-1棟・22-2棟屋内運動場ほか長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 桑原小学校22-1棟・22-2棟屋内運動場ほか長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市桑原三丁目7番27号
3. 内容 桑原小学校22-1棟・22-2棟屋内運動場
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
延床面積 1,366.57m²
屋内運動場長寿命化改修工事 1式
クラブハウス長寿命化改修工事 1式
建物周囲改修工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請負人 松山市下伊台町1045番地15
川本技建株式会社
代表取締役 川本 博樹
5. 請負金額 2億5,930万3,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第84号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(北久米小学校4棟屋内運動場長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 北久米小学校4棟屋内運動場長寿命化改修ほか主体工事

2. 施工場所 松山市福音寺町9番地

3. 内容 北久米小学校4棟屋内運動場

鉄筋コンクリート造2階建て一部鉄骨造 延床面積 1,060.24m²

長寿命化改修工事 1式

屋外整備工事 1式

環境配慮改修工事 1式

消防設備工事 1式

4. 請負人 松山市余戸中一丁目1番26号

大和コンストラクション株式会社

代表取締役 松本 裕仁

5. 請負金額 1億8,974万7,800円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 85 号

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(道後中学校 18 棟・19 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 道後中学校 18 棟・19 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事

2. 施工場所 松山市上市一丁目 3 番 57 号

3. 内容 道後中学校

18 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 2,430.30 m² 改修

19 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 1,405.84 m² 改修

18 棟校舎長寿命化改修工事 1 式

19 棟校舎長寿命化改修工事 1 式

建物周囲整備工事 1 式

環境配慮改修工事 1 式

4. 請負人 松山市中央一丁目 9 番 20 号

横田・富士特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社横田建設 代表取締役 横田 郁

5. 請負金額 6 億 4,108 万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(小野中学校 11-2 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 小野中学校 11-2 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事

2. 施工場所 松山市平井町 3690 番地

3. 内容 小野中学校

11-2 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 3,076.63 m² 改修

11-1 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 1,908.73 m² 改修

11-3 棟校舎 鉄筋コンクリート造 2 階建 443.00 m² 改修

11-2 棟校舎長寿命化改修工事 1 式

11-1 棟・11-3 棟校舎改修工事 1 式

建物周囲整備工事 1 式

環境配慮改修工事 1 式

4. 請負人 松山市井門町 1508 番地 2

山本・朝日特定建設工事共同企業体

代表者 山本建設株式会社 代表取締役 山本 太平

5. 請負金額 5 億 1,106 万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(桑原中学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 桑原中学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事

2. 施工場所 松山市畠寺町丙238番地28

3. 内容 桑原中学校

1棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建 2,935.12m² 改修

2棟校舎 鉄筋コンクリート造3階建 4,207.02m² 改修

昇降機棟 鉄骨造4階建 53.76m² 増築

その他付属建物1式

校舎長寿命化改修工事 1式

昇降機棟増築ほか工事 1式

屋外整備工事 1式

環境配慮改修工事 1式

4. 請負人 松山市北久米町873番地1

黒川建設・成武建設特定建設工事共同企業体

代表者 黒川建設株式会社 代表取締役 黒川 照勇喜

5. 請負金額 11億6,578万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(保健所・消防合同庁舎空調設備更新工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 保健所・消防合同庁舎空調設備更新工事

2. 施工場所 松山市萱町六丁目30番地5

3. 内容 鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地下1階～地上6階

延床面積 6,716.27m²

空調設備工事 1式

空調制御工事 1式

自動制御工事 1式

電気設備工事 1式

建築工事 1式

4. 請負人 松山市平和通五丁目1番地20

保健所・消防合同庁舎空調設備更新工事 平和・松原特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社平和設備 代表取締役 二神 淳

5. 請負金額 3億800万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(松山市斎場再整備に伴う造成工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 松山市斎場再整備に伴う造成工事

2. 施工場所 松山市食場町

3. 内容 工事延長 $L = 283.2\text{m}$

掘削工 1式

盛土工 1式

路床盛土工 1式

法枠工 1式

コンクリートブロック工 1式

側溝工 1式

4. 請負人 松山市津吉町1059番地

エムテック・西岡総合建設特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社エムテック 代表取締役 谷本 太志

5. 請負金額 9億6,360万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第90号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(第二和泉団地1号棟新築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 第二和泉団地1号棟新築主体その他工事

2. 施工場所 松山市和泉南五丁目264番1他5筆

3. 内容 新築主体工事 1式

鉄筋コンクリート造 3階建て

延床面積 3,211.35m²

外構工事 1式

4. 請負人 松山市一番町一丁目15番地1

大進建設・有光組特定建設工事共同企業体

代表者 大進建設株式会社 代表取締役 兵頭 寛昭

5. 請負金額 10億8,020万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

地方法規會認爲，這些問題已經得到解決，所以沒有將其列為議題。但事實上，這些問題並沒有得到解決，而且在某些情況下，情況還在惡化。因此，我們希望繼續討論這些問題，並提出進一步的建議。

首先，我們希望繼續討論關於土地分配的問題。我們已經提出了一項計劃，旨在將土地分配給農戶，以促進農業生產。但這項計劃還沒有得到充分的執行，而且在某些地區，情況還在惡化。因此，我們希望繼續討論這項計劃，並提出進一步的建議。

其次，我們希望繼續討論關於勞動條件的問題。我們已經提出了一項計劃，旨在改善勞動條件，提高工資水平。但這項計劃還沒有得到充分的執行，而且在某些地區，情況還在惡化。因此，我們希望繼續討論這項計劃，並提出進一步的建議。

最後，我們希望繼續討論關於教育的問題。我們已經提出了一項計劃，旨在改善教育條件，提高教育水準。但這項計劃還沒有得到充分的執行，而且在某些地區，情況還在惡化。因此，我們希望繼續討論這項計劃，並提出進一步的建議。

議案第91号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(第二和泉団地2号棟新築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 第二和泉団地2号棟新築主体その他工事

2. 施工場所 松山市和泉南五丁目269番1他3筆

3. 内容 新築主体工事 1式

鉄筋コンクリート造 3階建て

延床面積 3,207.00m²

外構工事 1式

4. 請負人 松山市余戸中一丁目1番26号

大和・杉野特定建設工事共同企業体

代表者 大和コンストラクション株式会社 代表取締役 松本 裕仁

5. 請負金額 11億550万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第92号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

工事委託契約の締結について

(松山市駅前広場整備事業に伴う伊予鉄道花園線軌道移設工事)

次のとおり工事委託契約を締結する。

記

1. 工事名 松山市駅前広場整備事業に伴う伊予鉄道花園線軌道移設工事

2. 施工場所 松山市湊町五丁目外

3. 内容 路線名：花園線

停留場名：松山市駅停留場

軌道移設延長：135m

土木工事 一式

電気工事 一式

4. 受託者 松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄道株式会社

代表取締役社長 清水 一郎

5. 委託金額 10億7,170万円

6. 契約方法 隨意契約

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の委託契約であるから、条例の定めるところにより委託契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万

円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第93号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

小型動力ポンプ付水槽車 2台

2. 取得価格

1億3,090万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目10番地1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第二章 計算方法

2.1 算法设计与实现

2.1.1 算法设计

在设计本系统时，首先考虑的是如何将数据从文本文件中读取并进行处理。

其次，考虑的是如何将处理后的数据输出到文本文件中，以便于用户进行查看和分析。

2.1.2 算法实现

在实现本系统时，主要使用了Python语言，并结合了相关的库函数。

首先，使用了os模块来处理文件操作，如读取文本文件、写入文本文件等。

其次，使用了numpy模块来处理矩阵运算，如矩阵乘法、矩阵逆等。

最后，使用了matplotlib模块来生成图表，以便于用户直观地查看数据。

通过以上步骤，成功实现了本系统的算法设计与实现。

在实现过程中，遇到了一些问题，如文件读取和写入的效率较低，矩阵运算的速度较慢等。

针对这些问题，进行了相应的优化，提高了系统的性能。

議案第 94 号

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野志克仁

財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

水槽付消防ポンプ自動車 1 台

2. 取得価格

7,392 万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目 10 番地 1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 育子

4. 契約方法

指名競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 6,000 万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 6,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第95号

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

屈折はしご付消防ポンプ自動車 1台

2. 取得価格

1億8,117万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目10番地1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

中國書局印行
新編藏書錄

新編藏書錄
中國書局印行

議案第 96 号

令和 6 年 6 月 14 日提出

松山市長 野志克仁

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

高規格救急自動車 2 台

2. 取得価格

6,743 万円

3. 契約の相手方

松山市宮田町 109 番地 1

愛媛トヨタ自動車株式会社

代表取締役 横田 知明

4. 契約方法

指名競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 6,000 万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 6,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和6年6月14日提出

松山市長 野志克仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 松山駅前南北線	大手町二丁目	宮田町	

2. 次の路線を廃止する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
2	市道 石井 146号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	

(提案理由)

図面番号1は松山駅周辺整備事業に伴い、市道認定するため、図面番号2は市営住宅建替事業に伴い、市道の廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、本案を提出する。

(参考)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

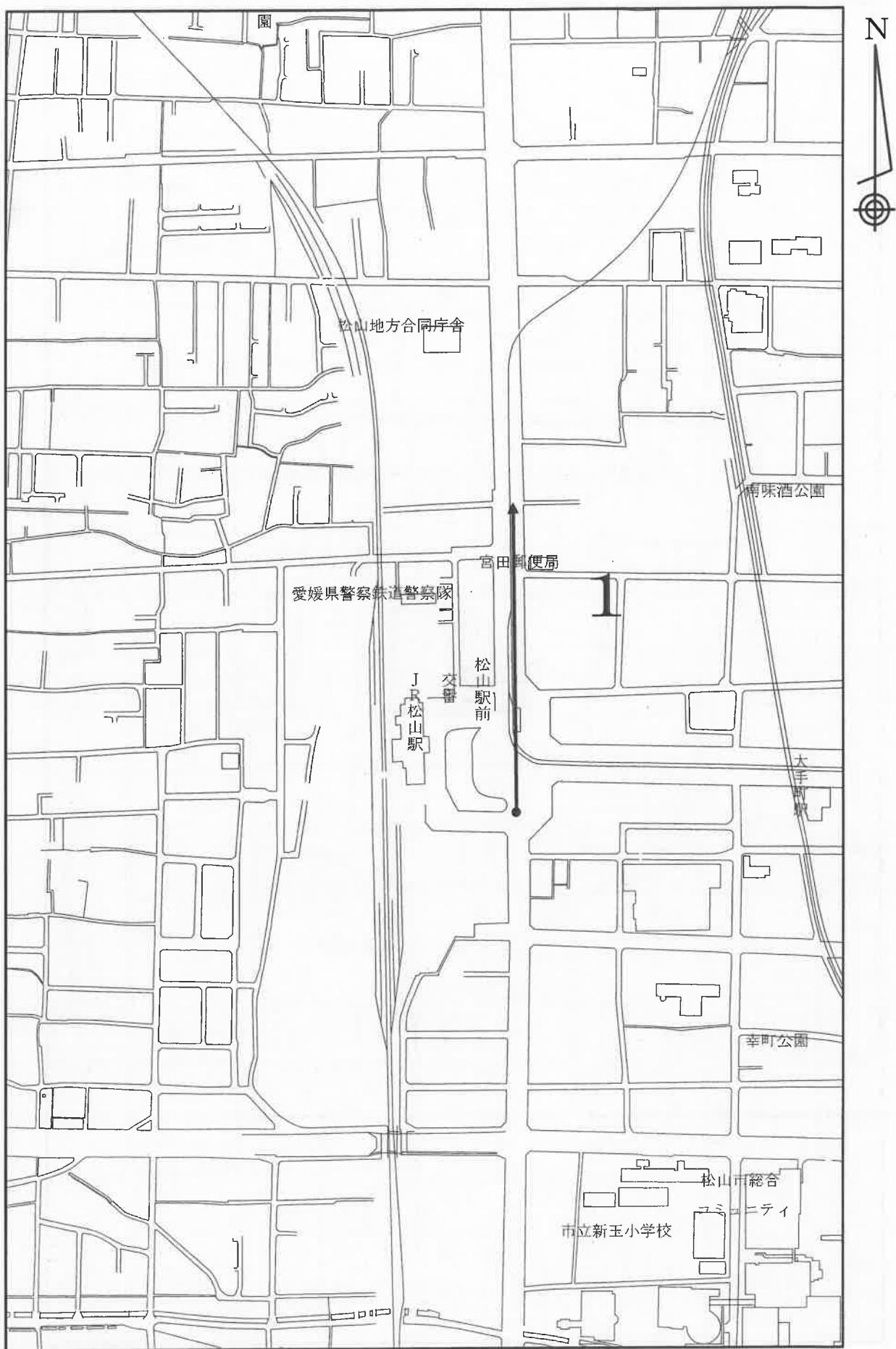
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

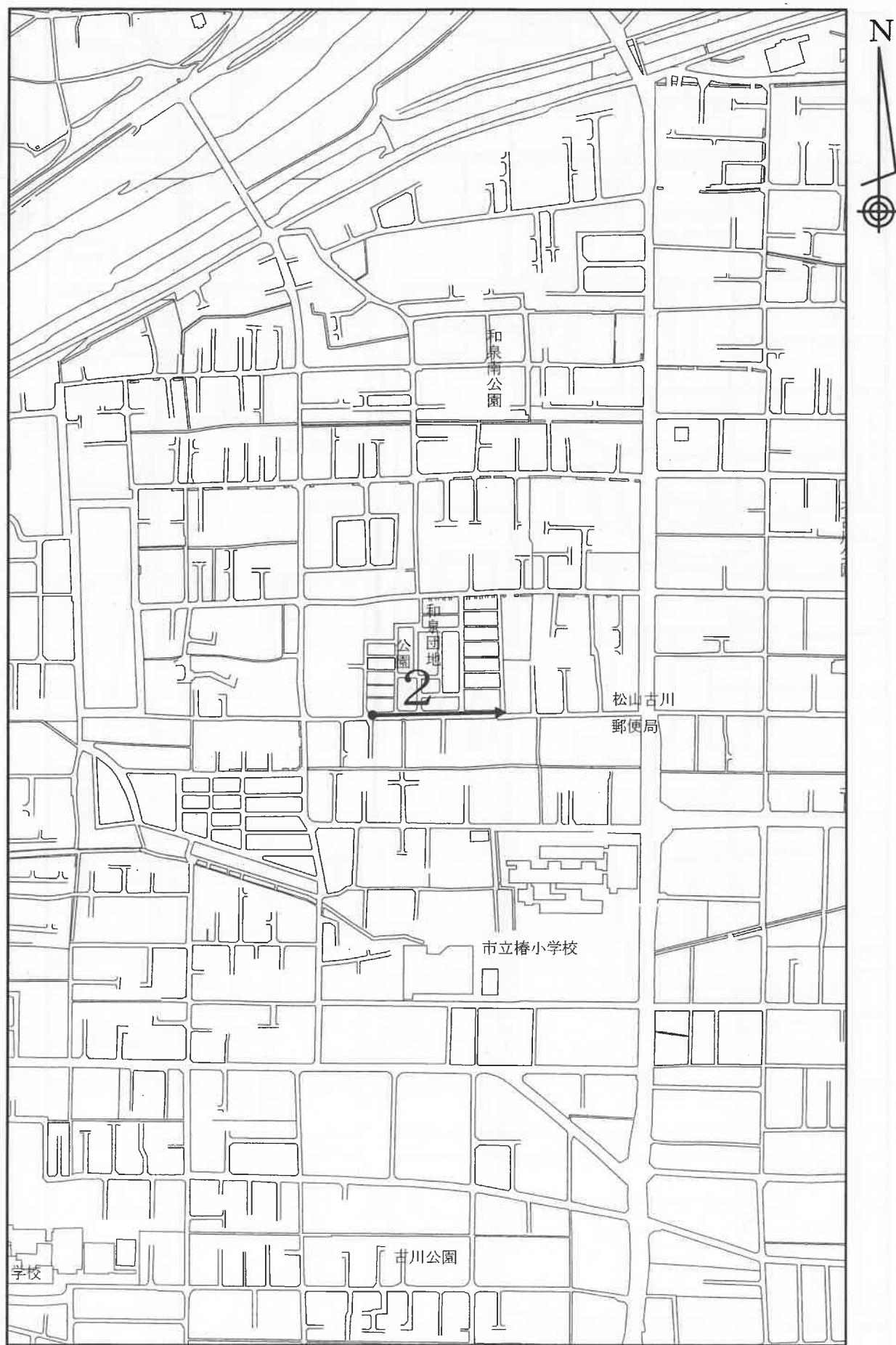
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止

することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。





図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市 道 松山駅前南北線	松山市大手町二丁目 5番30地先	松山市宮田町 14番地先	29.6 ～ 59.3	301.6

図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
2	市 道 石井 1 4 6 号線	松山市和泉南五丁目 282番地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	4.0 ～ 5.4	126.2

